

2011 年 8 月 4 日

集团的消費者被害救済制度専門調査会報告書（案）に対する意見

集团的消費者被害救済制度専門調査会

座 長 伊 藤 眞 殿

消費者委員会 担当委員

池 田 弘 一

1. 第 3 1. (1) 手続追行主体

(13 頁下から 3 行目)

・・・現行の適格消費者団体が遂行する差止請求関係業務と本制度における新たな業務との差異を踏まえ、適格消費者団体の認定要件に関して所要の見直しをした上で、新たに認定を受けた適格消費者団体を手続追行主体とすることとする。その際、いわゆる弁護士等との連携等によっても相応に業務を遂行することができると考えられることから、認定要件の見直しの範囲を必要最小限のものとするとともに、運用においても留意することとする。(削除)

(意見)

- ・ 新しく導入される制度においては、手続追行主体は訴訟追行だけでなく、金銭の管理、分配手続も担うことになる。業務は、単に訴訟追行をするだけにとどまらないことから、いわゆる弁護士との連携を理由に適格消費者団体の要件の必要最小限の見直しで足りるということはない。
- ・ 適格消費者団体のために職務を遂行する弁護士に対して報酬を支払うことについては、適格消費者団体と弁護士とが利益相反の関係に立つ以上、適格消費者団体の認定要件及び監督の体制については厳格に定める必要がある。

2. 第 3 1. (4) 対象消費者

(15 頁下から 11 行目)

なお、形式的には、「消費者」に、労働者や公害・交通事故の被害者、金融商品の投資家などが含まれるが、対象事案を類型化することにより、本制度の対象から除外すべきと考えられる。(下線部を追加)

(意見)

- ・ 労働者や公害・交通事故の被害者といった、属性に着目して対象から除外するのであれば、「投資家」という属性に基づいて株式等の売買をす

る者も、制度の対象から類型的に除外されることとすべきである。

3. 第3 1. (3) 被告適格

(15 頁 7 行目)

法人である事業者の役員や構成員等については、第三者に対して責任を負う場合や、事業者と同様の責任を負うことがあるため、通常の民事訴訟であればこれらの者も被告となり得るものであるが、本制度は、基本的に、消費者と事業者との構造的格差等に鑑み、多数の消費者と事業者との関係において新たな訴訟制度を創設するものであること、役員や構成員等については「事業者」そのものには当たらないことに照らし、被告とすべきではないすることについては慎重に検討すべきである。

(意見)

- ・ 個人が事業者として事業を行っている場合に、当該個人を被告とするのは当然であるが、法人が組織として行っていることの効果は当該法人に帰属する。そのような場合との切り分けを考えるべきであり、役員や構成員等を被告とすべきではないことを明確に示すべきである。

4. 第3 1. (6) 対象事案について

(16 頁下から 11 行目)

~~もっとも、消費者被害が少額の被害にとどまるものではないとの実情に鑑みると、本制度の対象事案を、被害額が少額である事案に限るべきではないと考えられる。(削除)~~

(意見)

- ・ 「はじめに」(1 頁) や「2. 新たな訴訟制度の必要性」(7 頁) においては、個々の被害が少額であることから、個々の消費者が個別に訴えを提起することによって被害救済を図ることが困難であることを指摘し、それを新たな制度導入の根拠としている。
- ・ この前提に立てば、対象事案は、通常の訴訟では解決が期待できないような少額の被害事案に限るべきであり、高額な事案は対象とすべきではない。

5. 第3 1. (6) 対象事案について

(17 頁 14 行目)

~~なお、上記のような整理を前提とすれば、個人情報流出事案及び有価証券報告書等の虚偽記載等に係る事案については、係争利益の把握及び確認を求める事項の支配性の観点を踏まえると、基本的には、本制度の対象とな~~

るものと考えられるが、慎重に検討すべきであるとの指摘もあった。

(意見)

- ・ 個人情報流出事案を制度の対象とすることは慎重に検討すべきである。個人情報の流出に関しては、個人情報の流出によってどれだけの被害を被ったかについて個別性があり、係争利益の把握可能性が低い。制度の対象とした場合、紛争解決の長期化を招き、実効的な救済が図られないと考えられる。
- ・ また、有価証券報告書等の虚偽記載等に係る事案を制度の対象とすることも慎重に検討すべきである。虚偽記載に基づいてどれだけ損害を被ったのかに関しては個人情報流出事案と同様に個別性があり、係争利益の把握が困難である。金商法上、特別な救済のための制度が設けられており、新たな制度を加える必要性が乏しい。

#### 6. 第4 4. (1) 対象消費者の加入方法

(以下を追加)

また、対象消費者の加入に際して、虚偽の申し立てによる分配金等の詐取を防止するための措置を検討すべきであるとの指摘があった。

(意見)

- ・ 二段階目の手続を簡易迅速に処理し、迅速な被害救済につなげるということには賛成であるが、対象消費者が加入するにあたって虚偽の申し立てによる分配金の詐取を防止するための措置を設けることも検討すべきである。
- ・ あわせて、手続追行主体が虚偽の申し立てであることを知りながら、または知ることができたのに、当該申し立てを受け、分配金等を配布することがないようにすべきであり、報告書でもそのような措置の必要性について指摘があったことに言及すべきである。

以 上